

平成二十九年三月二十二日提出
質問第一五〇号

ILO第百号条約の交渉過程に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

ILO第百号条約の交渉過程に関する質問主意書

平成二十九年二月二十二日の衆議院予算委員会第一分科会において、以下のようなやり取りがある。

○緒方分科員 (略) まず、外務省にお伺いいたします。このILO第百号条約におけるところの同一価値の労働、そして同一報酬というのは何を指すというふうにお考えですか、外務省。

○森政府参考人 お答えいたします。今先生御指摘のILO第百号条約でございますけれども、この条約では、第一条の(b)におきまして、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬というのを一つの用語として、性別による差別なしに定められる報酬等というという形で定義しております。他方で、同一価値の労働及び同一報酬という言葉についての定義は定められておりません。これは、実は一九五一年のILO総会で、ILO第百号条約、これが採択されるまでの交渉過程において、同一価値の労働の定義を行うことは困難であるという判断がなされまして、最終的に、この条約の規定の中に定義規定が置かれなかったという経緯がございました。このように、条約の交渉過程において関係国間で一致した定義を置くに至らなかったという用語について、今この時点で、締約国間で一致した定義も存在しない中、条約の一締約国である我が国が一方的に解釈を表明することは適当でないと考えております。

○緒方分科員　せつない答弁が返ってくるわけですが、実は、質問主意書でも似たような答弁が返ってきておりまして、条約の交渉過程につきましては、後で資料をよろしくお願いします。（以下略）

その後、外務省からは何の連絡もない。このような対応が行われるのは、全省庁中、外務省のみである。したがって、質問主意書にて質問する。

本件に関する条約の交渉過程について、詳細に答弁ありたい。
右質問する。